



# 山形県公報

令和5年7月4日(火)  
第418号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……711
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……712
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(庄内総合支庁水産振興課) ……717
- ずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………718

### そ の 他

- 令和5年度行政書士試験の実施……………(市町村課) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第514号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社シンセイ           | 訪問介護事業所 ゆい<br>酒田市白ヶ沢字池田通122番地 | 訪 問 介 護 | 令和 5. 6. 29 |

#### 山形県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------------|------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社CROVER<br>大阪府岸和田市沼町30番8号エ<br>ビスビル302号 | 訪問介護事業所はなはま<br>酒田市高砂二丁目1番17号 | 居 宅 介 護         | 令和 5. 7. 1 |
| 株式会社CROVER<br>大阪府岸和田市沼町30番8号エ<br>ビスビル302号 | 訪問介護事業所はなはま<br>酒田市高砂二丁目1番17号 | 重 度 訪 問 介 護     | 同          |

山形県告示第516号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形県米穀集荷協同組合  
理事長 土田 仁  
山形市東籠野町43番地
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 高橋 重人<br>玄米               | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和5年6月19日 |
| 鈴木 美由紀<br>玄米              | 同 左   |            |           |
| 尾崎 彰太郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左   |            |           |
| 渡部 正寛<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 大場 宗一<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 後藤 幸平<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 後藤 まつ<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 長谷部 甚作<br>玄米、大豆、そば        | 同 左   |            |           |
| 庄司 保志<br>もみ、玄米            | 同 左   |            |           |
| 丹野 正英<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   |            |           |
| 伊藤 忠一<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 井上 信敏<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 森 裕子<br>玄米、大豆             | 同 左   |            |           |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 須藤 賢治<br>玄米              | 同 左 |
| 植松 伸之<br>玄米              | 同 左 |
| 黒山 典之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 本間 正子<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |
| 国分 政行<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 柿本 吉雄<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 五十嵐 峰夫<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 佐々木 重四郎<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |
| 井上 孝一<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 手塚 昌之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 竹田 正幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 茂出木 公夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 石川 忠良<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 佐藤 一之<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 淀野 昭仁<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 井上 文典<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 井上 優子<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 飯沢 健司<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 淵田 謙一<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 佐藤 吉男<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左 |
| 石川 尚<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 |
| 小島 行雄<br>玄米、大豆           | 同 左 |
| 山崎 信一郎<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 吉田 和人<br>もみ、玄米           | 同 左 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 大津 敏春<br>もみ、玄米      | 同 左 |
| 秋葉 一司<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 山崎 政彰<br>玄米、大豆      | 同 左 |
| 設楽 敏英<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 柴田 七郎兵衛<br>玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 大山 清博<br>玄米         | 同 左 |
| 鈴木 互<br>玄米          | 同 左 |
| 星田 政一<br>玄米、そば      | 同 左 |
| 今野 悦子<br>玄米         | 同 左 |
| 小野寺 智保<br>玄米、大豆、そば  | 同 左 |
| 栗田 勝治<br>玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 高橋 志朗<br>玄米         | 同 左 |
| 近岡 秀一<br>玄米         | 同 左 |
| 我妻 正昭<br>玄米         | 同 左 |
| 伊藤 雅幸<br>玄米         | 同 左 |
| 舟山 一美<br>玄米         | 同 左 |
| 富樫 信吉<br>もみ、玄米      | 同 左 |
| 高橋 治<br>もみ、玄米       | 同 左 |
| 工藤 浩<br>玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大津 朋洋<br>玄米         | 同 左 |
| 佐藤 智之<br>玄米         | 同 左 |
| 逸見 弘子<br>玄米、大豆      | 同 左 |
| 富樫 宏一<br>玄米         | 同 左 |
| 安喰 昭裕<br>玄米         | 同 左 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 鈴木 文明<br>そば       | 同 左 |
| 鈴木 亮吉<br>玄米       | 同 左 |
| 渡辺 貴志<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 井上 なほみ<br>玄米      | 同 左 |
| 櫻井 卓弥<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 角屋 晃孝<br>玄米       | 同 左 |
| 渡邊 徹<br>玄米        | 同 左 |
| 茂出木 純也<br>玄米      | 同 左 |
| 淵田 春美<br>玄米、大豆    | 同 左 |
| 佐藤 良平<br>玄米       | 同 左 |
| 高津 史康<br>玄米、小麦、大豆 | 同 左 |
| 香曾我部 健<br>玄米      | 同 左 |
| 成原 恵美<br>玄米       | 同 左 |
| 斉藤 咲恵子<br>玄米      | 同 左 |
| 今野 寿洋<br>玄米       | 同 左 |
| 小野寺 賢一<br>玄米      | 同 左 |
| 渡部 由里子<br>玄米      | 同 左 |
| 佐々木 和代<br>玄米      | 同 左 |
| 須賀 正樹<br>玄米       | 同 左 |
| 竹田 幸広<br>玄米       | 同 左 |
| 佐藤 太<br>玄米        | 同 左 |
| 後藤 周一<br>玄米       | 同 左 |
| 結城 友靖<br>玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 福井 晋哉<br>玄米       | 同 左 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 高橋 彰良<br>玄米             | 同 左 |
| 柿本 卓也<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 我妻 正考<br>玄米、大豆          | 同 左 |
| 井上 元紀<br>玄米             | 同 左 |
| 樋口 幹夫<br>玄米             | 同 左 |
| 淵田 正樹<br>玄米             | 同 左 |
| 石川 直美<br>玄米             | 同 左 |
| 小島 隆行<br>玄米             | 同 左 |
| 佐藤 暁<br>玄米              | 同 左 |
| 熊倉 寿<br>玄米              | 同 左 |
| 大川 好友<br>玄米             | 同 左 |
| 尾崎 雄大<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 松澤 英紀<br>玄米             | 同 左 |
| 関 陽介<br>玄米              | 同 左 |
| 菊池 明博<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 國分 宏樹<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 溝越 清貴<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 沼沢 弘明<br>玄米             | 同 左 |
| 鈴木 淳一<br>玄米             | 同 左 |
| 大川 裕太郎<br>もみ、玄米、大豆、そば   |     |
| 森 郁<br>玄米               | 同 左 |
| 高橋 伶央<br>玄米             | 同 左 |
| 栗田 亮平<br>玄米             | 同 左 |
| 伊藤 昇<br>玄米              | 同 左 |

|             |     |  |  |
|-------------|-----|--|--|
| 石川 恵介<br>玄米 | 同 左 |  |  |
| 早川 健<br>玄米  | 同 左 |  |  |
| 小形 仁<br>玄米  | 同 左 |  |  |

**山形県告示第517号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第518号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第519号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中大塚地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営中大塚地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年7月4日から同年8月2日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第12号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月4日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 

|                |                |
|----------------|----------------|
| 非侵襲性出生前遺伝学的検査料 | 1回につき 194,350円 |
|----------------|----------------|

 を

|                |                |
|----------------|----------------|
| 非侵襲性出生前遺伝学的検査料 | 1回につき 149,130円 |
|----------------|----------------|

 に改める。

#### 附 則

この規程は、交付の日から施行する。

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和5年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多 賀 谷 一 照

- 1 試験の日時  
令和5年11月12日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
山形市上桜田三丁目4番5号 東北芸術工科大学
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                     |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                 |

- (2) 試験の方法
  - イ 試験は、筆記試験によって行う。
  - ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
- 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法
  - (1) 窓口での配布



| 配 布 場 所           | 所 在 地                      | 配 布 期 間                                                                              |
|-------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県みらい企画創造部市町村課   | 山形市松波二丁目8番1号               | 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで（同月11日（金）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで                |
| 山形県村山総合支庁         | 山形市鉄砲町二丁目19番68号            |                                                                                      |
| 山形県村山総合支庁西村山地域振興局 | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                                                      |
| 山形県村山総合支庁北村山地域振興局 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号             |                                                                                      |
| 山形県最上総合支庁         | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                                                      |
| 山形県置賜総合支庁         | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                                                      |
| 山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局 | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                                                      |
| 山形県庄内総合支庁         | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1         |                                                                                      |
| 山形県行政書士会          | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで（同月11日（金）、同月14日（月）から同月16日（水）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで |

(2) 郵送による請求

イ 請求期間 令和5年7月3日（月）から同年8月18日（金）まで（同日まで必着とする。）

ロ 請求方法 返信用封筒（角形2号の封筒に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付したもの。）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書を貼付したもの。）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和5年7月24日（月）午前9時から同年8月22日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(3) 受験手数料

10,400円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和6年1月31日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  |
|------------|-----------|-----|----|
| 令和 5. 4. 1 | 号外 (11)   | 3   | 28 |

誤

|            |
|------------|
| 集中治療室      |
| リハビリテーション室 |

正

|            |
|------------|
| 集中治療室      |
| リハビリテーション室 |

|   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 同 | 同 | 同 | 35 |
|---|---|---|----|

誤

|       |
|-------|
| 集中治療室 |
|-------|

正

|       |
|-------|
| 人工透析室 |
|-------|